

第3章 前近代の宜野湾

はじめに

ここでは、現在の宜野湾市域に相当する地域が、1879年に明治政府が琉球を併合して沖縄県を設置する「廃琉置県」以前にたどった歴史の一部を紹介する。

現在も刊行が進む『宜野湾市史』のなかには、宜野湾の前近代の歴史を扱った巻が存在する。『宜野湾市史』第4巻資料編3（1986年）は、古琉球から近代初期にいたる期間の宜野湾に関連する基本的な文字資料を網羅的に収録した文献資料集である。史料本文だけでなく、読み下し文、語注、解説などを設けて読みやすい工夫がなされている。また、『宜野湾市史』第4巻も含めた資料編などの成果が反映された宜野湾の通史として『宜野湾市史』第1巻通史編（1994年）が存在する。両者には1980年代から1990年代にいたるあいだの研究水準が反映されており、現在でもその内容は決して色あせるものではない。前近代の宜野湾の歴史を考えるうえでまず参照すべき参考文献といえる。

ところで、『宜野湾市史』第4巻の刊行直後の1988年から、近世琉球の基本史料ともいべき『琉球王国評定所文書』（浦添市教育委員会発行）の刊行が開始された（注1）。そのなかには宜野湾に関連する史料を少なからず見いだすことができる。

そこで本稿では、『宜野湾市史』の内容を一部補足するため、『琉球王国評定所文書』に見える宜野湾関係史料を中心に近世琉球の宜野湾の歴史を紹介することにしたい。したがって、本稿は前近代の宜野湾の通史でないこととともに、扱う史料の性格から、近世琉球でも19世紀中頃の内容に偏ることをあらかじめお断りしておきたい。

1、宜野湾間切の成立と全体状況

(1) 宜野湾間切成立の概要

現在の宜野湾市域に相当する宜野湾間切が成立したのは、康熙10年（1671年）である。琉球史の時代区分でいえば、島津氏が琉球を侵攻した1609年以降の近世琉球と称されている時期であり、古琉球には宜野湾間切という行政区画は存在しなかったことになる。それでは、どのようにして宜野湾間切は成立したのであろうか。

『球陽』によれば、17世紀後半に当時すでに設置されていた沖縄島の13間切から宜野湾間切を含む8つの間切が新設された。宜野湾間切のほかには、1666年の本部間切と美里間切、1673年の恩納間切、大宜味間切、小禄間切、久志間切、1676年の与那城間切である。これらの成り立ちについては、本部間切のようにそれまでの今帰仁間切が二分されて成立したものと、2つないしは3つの間切からいくつかの村を分割して新設されたものに区分される。前者には、本部間切のほか、越来間切が二分された美里間切、勝連間切が二分された与那城間切がある。一方、後者には宜野湾間切、恩納間切、大宜味間切、小禄間切、久志間切がある。宜野湾間切は後者に属することになるが、この方法でははじめて設置された間切であり、5つの間切のなかでは唯一、3つの間切の村々を分割して新設された間切でもある。

宜野湾間切が新設された理由は、尚質の第七王子である尚弘善に間切をあてがうこと、大規模間切であった浦添間切を分割することによって同間切をあてがわれていた両総地頭の勢力を削減することにあつたと考えられている（注2）。しかしながら、これによって3つの間切の村々で生活していた人々の環境が急変したわけではない。間切とは複数の村（＝行政村）の集合体であり、民衆の生活の単位はあくまでもそれぞれが帰属するシマ世界である村（≦行政村）やそれに隣接する村であつた（注3）。

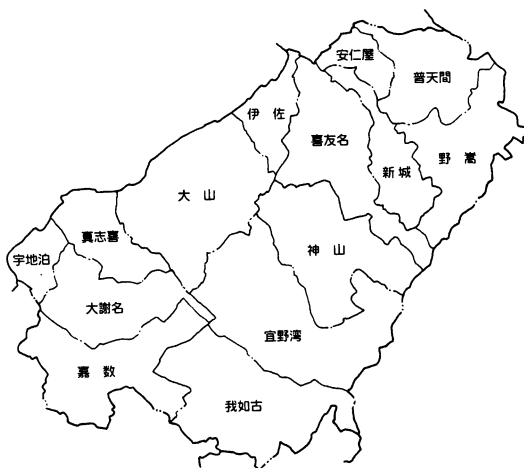
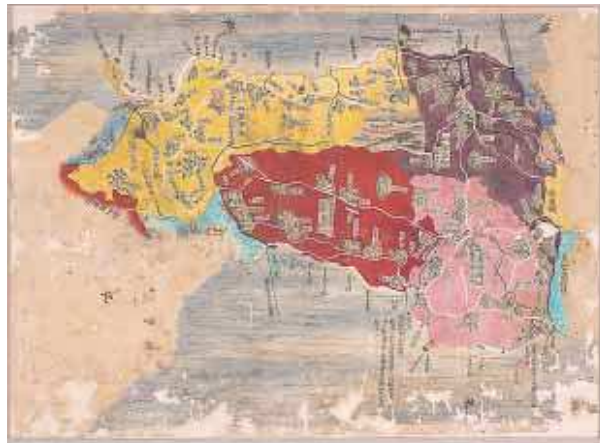


図1 1939（昭和14）年以前の
宜野湾村

このように新設された宜野湾間切は14の村から構成されるが、近世期を通じてこの数に変化はない。14の村のうち13の村は浦添間切・中城間切・北谷間切の3つの間切から分割されたが、そのうち10ヶ村は浦添間切から分割されたところに特徴がある。3つの間切から村が平均して分割されたわけではなかったのである。浦添間切から分割されたのは我如古村、宜野湾村、神山村、嘉数村、謝名具志川村（大山村）、大謝名村、宇地泊村、喜友名村、新城村、伊佐村の10ヶ村である。もともとは浦添間切を構成していた村が多かったことがわかる。中城間切からは前普天間村（野嵩村）と寺普天間村（普天間村）の2ヶ村、北谷間切からは安仁屋村が分割された。これに対して真志喜村は新設されている。

（2）「琉球国惣絵図」（「間切集成図」）に見える宜野湾間切の村々

18世紀後半の沖縄島の絵図である「琉球国惣絵図」（沖縄県立博物館蔵）は6枚が現存するが、そのなかの1枚に中城間切、宜野湾間切、浦添間切、西原間切が描かれたものが含まれている。「琉球国惣絵図」に見える宜野湾間切の村々の様子などを見ていくことにしたい。



「琉球国惣絵図」の宜野湾間切は赤く彩色され、中央部には「宜野湾間切」の文字とともに記された「廻五里十三町八分三リ」の文字は総延長の距離である。南北に並行して縦断する2本の道路に沿って14の村が点在しているのがよくわかる。

内陸部の道路は首里と国頭間切のあいだを越来間切・金武間切・久志間切・羽地間切などを經由して結ぶ「東筋道」（＝「東海道」）の一部である。宜野湾間切を通過するこの区間は、戦前には宜野湾（並松）街道、中頭街道、普天間街道、中頭郡道などと称された（注4）。道路沿いには7つの村が描かれている。南から順に嘉数村（西側）、我如古村（東側）、宜野湾村（東側）、神山村（東側）、新城村（西側）とあり、

新城村の北側で二股に分かれた東側の道路にまたがって野嵩村が位置する。西側の道路には朱色に彩色された普天間宮の鳥居が描かれ、その先には道路の西側に普天間村が位置している。

嘉数村の北側では青く塗られた「ひや川原」(＝比屋良川)と道路が東西に交差し、石橋(＝比屋川田橋)が架けられている。宜野湾村には屋根を赤く塗られた番所の建物が描かれ、「番所」の文字も見える。道路をはさんだ西側には長方形の馬場と「馬場」の文字が見える。古老によれば、宜野湾馬場は中頭地域でも有名で、長さは300メートル以上にも及んだそうである(注5)。宜野湾馬場については後述する。また、普天間村の東側には「神宮寺」と「権現山」(＝普天間宮)の文字と屋根を赤く塗られた3つの建物も描かれている。

海側の道路は首里と今帰仁間切のあいだを北谷間切・読谷山間切・名護間切などを經由して結ぶ「西筋道」(＝「西海道」)の一部である。道路沿いには、南から順に内湊(＝宇地泊)村(西側)、大謝名村(東側)、真志喜村(東側)、謝名具志川村(東側)、伊佐村(東側)、喜友名村(東側)、安仁屋村(東側)の7つの村が描かれている。安仁屋村の一部は道路をまたいでいるものの、内湊村を除く6つの村はすべて道路の東側に位置することがわかる。なお、伊佐村は喜友名村と、安仁屋村は「東筋道」沿いに位置する普天間村と連続して描かれている。しかしながら、1945年2月28日に米軍が撮影した空中写真(注6)などによれば、それぞれの集落が接しているわけではないことがわかる。あるいは、「琉球国惣絵図」が作成された当時の当該地域をめぐる認識が反映されたものであろうか。

また、海側の道路は謝名具志川村でさらに西側の海岸線を通る道路(＝「クンジャンアブシ」)に分かれている。伊佐村に並行するあたりからは砂浜の上を通過しているように描かれている。「クンジャン」とは国頭のことであり、「アブシ」は畦道である(注7)。

海岸線には、南から「いれ浜」「あさま浜」「ひ川浜」「うすのはれ」「なす浜」「いさ浜」「いちや川瀬」の7つの海岸地名が記されている。「いちや川瀬」は岩礁であるが、これは文字だけでなく岩礁そのものも海中に描かれている。また、浦添間切との境界線には海上に直線が伸び、「海方切戌下小間当」と記されている。安里進氏によれば、これは海上の間切境界線である「海方切」が「戌」の方角から「下小間」(＝7.5度)だけ子の方角に振った方向にあることを意味するとのことである(注8)。北谷間切との境界線には同様に「海方切戌上小間当」と記されている。北谷間切との「海方切」は「戌」の方角から「上小間」(＝7.5度)だけ午の方角に振った方向にあることになる。

なお、「琉球国惣絵図」が作成されてから約100年後の資料ではあるが、1880年に作

成された「沖縄県統計概表」（『沖縄県史』第20巻資料編10）の「間切村（戸数及人口）」に見える宜野湾間切の各村の戸数と人口をあげておく。このなかには都市部である町方からそれぞれの村に移住した寄留士族も含まれているものと思われる（注9）。

1880年段階の戸数と人口

村名	戸数	人口（男・女）
安仁屋村	50	212（114・98）
伊佐村	52	234（116・118）
大山村	218	1,010（475・535）
喜友名村	167	734（360・374）
真志喜村	91	462（226・236）
神山村	100	441（223・218）
大謝名村	90	465（221・244）
宜野湾村	257	1,082（513・569）
宇地泊村	75	417（200・217）
我如古村	174	809（416・393）
嘉数村	255	835（508・327）
野嵩村	184	818（426・392）
普天間村	99	443（210・233）
新城村	87	367（183・184）
合計	1,899	8,329（4,091・4,238）

（3）黒砂糖を割り当てられた宜野湾間切

1）割り振られた特産物

近世期、首里王府は黒砂糖・ウコン・紬・上布などの「特産物」を琉球社会に間切単位で割り当てた。それぞれの間切は割り振られた「特産物」を生産・製造した。沖縄島の黒砂糖とウコン、久米島の紬や棉子、宮古島や八重山島の上布などである。

ところで、首里王府が民衆から徴収した年貢には物納と労働力を徴発する労役（＝夫役）があった。「特産物」のなかでも、久米島の紬や宮古島と八重山島の上布はいわゆる「貢布」であった。琉球侵攻直後の1610年に薩摩側が実施した検地によって琉球社会にも近世日本の基本原理である石高制が導入された。それぞれの地域に課せられた年貢は米の単位である石高で表示されていたが、「貢布」とは紬や上布を課せられた年貢高に相当する分量に換算したものである。

これに対して、沖縄島の「特産物」である黒砂糖とウコンは「貢糖」「貢ウコン」の時期もあったものの、首里王府が民衆を徴用（＝夫遣）することによって生産・製造されていたことが指摘されている（注10）。黒砂糖やウコンは近世期における琉球の国産品ではあったものの、それはあくまで首里城が管理栽培した商品作物であり、薩摩藩を通じて日本市場に売却され消費された。黒砂糖やウコンは首里王府が夫遣によって民衆に生産・製造させていた商品作物であったのである。生産・製造量が定額を超えた場合（黒砂糖の場合は「焼過」）には、定額を超えた分量のみに限定された利益が民衆に還元されることもあったものの、民衆は労働に見合った利益を手にすることはできない構造となっていた。民衆にとって黒砂糖やウコンを製品化するまでの労働は明らかに利益に直結しない負担であったのである。

沖縄島にはふたつの「特産物」が存在したが、中南部に位置する間切に割り振られたのは黒砂糖であった。したがって、宜野湾間切を構成した14の村の民衆は、物納する米などの年貢のほかにも、夫役によって商品作物である黒砂糖を製造することが課せられていたのである。

それでは宜野湾間切にはどれだけの年貢や黒砂糖が課せられていたのだろうか。18世紀中頃に成立したと思われる『事々抜書』（沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵）の「戸数人員諸上納物山牛馬取立并仕分之事」のなかから宜野湾間切の部分抜き出してみたい。

宜野湾間切

一、戸数四百軒

一、人口千六百九十六人〈男八百四十四人、女八百五十二人〉
（三百九石八斗二升七合七勺三才）

一、高三千二百九十五石七斗一升六勺五才
（七石六斗五升八合二勺）

納米六百七十石九斗九合三勺三才
（一斗七升二勺四才）

納雑石三百六十四石六升二合八勺六才
（七斗三升三勺九才）

諸出米百四十五石八斗六勺四才

一、砂糖二十万六千四十二斤

内

出物引替并御蔵納

十七万五千八百四十八斤三合三勺

差付

三万斤

外

焼過

八万二千四百十六斤八合

一、牛馬八百五十七疋

宜野湾間切には合計400軒の住居があり、総人口は男844人、女852人の合計1696人であった。このなかの「正頭」と称される15才から50才まで課税対象者である男女に物納と夫役からなる年貢が課せられていたのである（注11）。

宜野湾間切の生産予想高は3295石7斗1升6勺5才であり、物納では米が670石9斗9合3勺3才、「雑石」（＝雑穀）は364石6升2合8勺6才、「諸出米」が145石8斗6勺4才であった。これがさらに間切から14の村に割り振られていたのである。括弧のなかの数字は19世紀後半に訂正されたものであると思われる。

さらには、宜野湾間切の14の村の民衆が夫役によって負担した黒砂糖は20万6420斤であった。当史料が作成されたと思われる18世紀中頃の段階では、定額の約20万斤とは別に「焼過」分が8万2416斤8合存在したようである。もちろんこの数量は原料であるサトウキビの年ごとの生産高の増減などによって変化することになる。

『事々抜書』によれば、沖縄島全体の民衆が負担していた黒砂糖は全体で356万1932斤3合3才であり、そのうちの約20万斤が宜野湾間切で製造されていたのである。この数量は中頭方11間切のなかでは読谷山間切の27万424斤9合2勺5才に次ぐものであり、黒砂糖の製造量が多い間切であったといえる。ちなみに20万斤を超えるのは読谷山間切と宜野湾間切の2つのみであるのに対し、10万斤を割り込む間切は4つ存在する。最少は勝連間切の4万6055斤3合1勺3才である。宜野湾間切の約5分の1に当たることになるが、勝連間切の人口は880人であり、宜野湾間切の半分ということになる。

2) 村の空間と耕地

18世紀前半に首里王府によって王府の用材の供給地である杣山（注12）が確定されてからあとの村の空間は基本的に以下ようになった。一番内側には集落と耕地からなる百姓地が存在する。集落のなかには民衆の住まいはもちろん村屋なども置かれていた。百姓地の外側にあるのが村山野である。民衆の食糧である唐芋を生産する畠があったり、燃料である薪木を集める場であった。そして村の一番外側には首里王府が使用する木材を供給する杣山が確保されるようになったのである。しかしながら、

「琉球国惣絵図」を見てみると、沖縄島中部でも南部に位置する宜野湾間切の場合は、東南部分で西原間切棚原村の杣山である「棚原山（カナイタ山）」と境を接しているものの、宜野湾間切を構成するそれぞれの村には杣山は存在しなかったことがわかる。

百姓地の耕地は大きくは次のように区分される。ア) 地割りされた耕地（注13）、イ) お糸か地、ウ) 地頭地、エ) 仕明地である。

ア) は家族単位に配分され、ここで首里王府への年貢である米や粟・大豆などの穀物、黒砂糖の原料であるサトウキビやウコンなどの商品作物が栽培された。商品作物が栽培される土地については固定され、その年ごとに土地が変更されるというようなことはなかったようである（注14）。イ) は地域社会の支配層である地方役人（注15）の役地であり、ノロ地もここに含まれる。この耕地の耕作はその村の民衆の夫役となっていた。

宜野湾市教育委員会による旧大山村をめぐる聞き取り調査の資料（注16）によれば、宜野湾間切の地頭代である知念親雲上の役地は「知念地（チニンジー）」と称され各所に存在したようである。真志喜との境界線にあたる「メージョバル」の県道から上の部分などに合計200坪ほどあったという。夫地頭の1人である佐喜真親雲上の役地は「佐喜真地（サキマジ）」と称されやはり各地に存在したようである。「石川のブロック工場」の敷地などを含め、1ヶ所で300坪ほどのところもあったという。

ウ) は宜野湾間切やそれを構成する村をあてがわれた両惣地頭と脇地頭（注17）の役地である。この耕地の耕作も地頭地が存在する村の民衆の夫役となっていた。両惣地頭の地頭地は間切によって差異があるものの、必ずしもすべての村に存在するわけではなかったようである。

エ) は「竿外れ」の土地に開墾された耕地であり、売買が可能な私有地であった。大山の地名には仕明地を意味する「シェーキ」、崩れた仕明地を指す「クーリゼーキ」がある。後者は真境名原に位置し、現在の県営大山高層住宅の近くである。真志喜の地名にも仕明地を指す「ミージェーキ」「ナカジェーキ」「ニシジェーキ」がある。いずれも「ンチャチャー」から土を切り出して耕地を造成したようである。「ナカジェーキ」は現在の県立宜野湾高校一帯である（注18）。また、前出の宜野湾市教育委員会による旧大山村をめぐる聞き取り調査の資料によると、大山の下の田圃でも「ナカミチグラー」から下の海岸縁が仕明地であり、上の方が百姓地（ここではア) に相当）であったとされる。

（4）宜野湾馬場での「初馬揃え」

近世期において、例年、泊の潟原で飾り馬と競馬である「初馬揃え」や「御用馬見

立て」が催されていた。その様子は、たとえば19世紀前半に製作された「琉球貿易図屏風」(滋賀大学経済学部附属史料館蔵)にも描かれている。そこでは、瀧原に並んだ5頭の馬を見物する多くの人々が見える。「道光七年 唐物方日記」(法政大学沖縄文化研究所蔵)では、道光7年(1827年)正月21日に薩摩藩から派遣された唐物方の役人も見物に訪れていたことが知られる。

ところが、1840年代から1850年代には琉球に来航する異国船(=西洋船)が急増し、那覇四町の若狭町村にある護国寺や真和志間切天久村の聖現寺などにはイギリスやフランスの宣教師が滞在するようになった。泊の瀧原は異国人が滞在している場所から近いため、催しそのものを中止としたり、異国人の目を避けるため会場を変更するなどの措置が取られた。「琉球国惣絵図」にも描かれていた宜野湾馬場は変更された会場のひとつであった。首里王府がアメリカ・フランス・オランダと条約を締結した1850年代の後半には3年連続して「初馬揃え」が宜野湾馬場で開催されている。

「年中各月日記(咸豊七年)」(『琉球王国評定所文書』第14巻)の正月の目録の末尾には、「初馬揃え」は今回は会場が宜野湾馬場となったので関係する機関に通達したとある。「初馬揃え」が宜野湾馬場で開催されたことをはじめて確認できるのは咸豊7年(1857年)である。

「日記総目録(咸豊元年～十一年)」(『琉球王国評定所文書』第15巻)の咸豊8年(1858年)正月の後半では、識名馬場や平良馬場あたりは那覇に「逗留」しているフランスの宣教師(注19)が通行する可能性があるので、「初馬揃え」は宜野湾馬場で開催する決定があったことを関係機関に通達したとある。前年に宜野湾馬場で開催されたのも同様の理由によるものであろう。理由は不明であるが、同日録の同年2月の後半でも、「初馬揃え」は今回は宜野湾馬場で開催する決定があったことを関係機関に通達したとある。あるいは延期されていたのであろうか。

ちなみに、同日録の咸豊3年(1853年)正月の後半の部分によると、「初馬揃え」の会場が平良馬場となっている。識名馬場が会場となった年は不明であるが、宜野湾馬場ではじめて「初馬揃え」が開催される4年前に平良馬場が会場となっていたのである。咸豊3年はアメリカのペリー艦隊がはじめて琉球に来航した年である。

さらには、同日録の咸豊9年(1859年)正月の後半では、やはりフランス人が逗留しているので、「初馬揃え」は宜野湾馬場で開催する決定があったことを関係機関に通達したとある。また、「附」からは、結局当日は雨天であったため延期されたことがわかる。

このように1850年代後半には、逗留するフランス人の目を避けるという理由で、泊の瀧原はもちろん、平良馬場や識名馬場からさらには宜野湾馬場に会場を移して「初馬揃え」が開催されていたのである。琉球をとりまく国際環境の変化によって「初馬

揃え」の会場が変更されたわけであるが、宜野湾間切が受けた異国船来航の影響はこれだけだったのだろうか。ほかに影響はなかったのだろうか。また、フランス人の目を避けるために会場が変更されたわけであるが、フランス人が宜野湾間切を訪れるようなことはなかったのだろうか。

なお、「初馬揃え」が開催されるにあたり、これを運営する首里王府の役人が宜野湾村に移動するとともに、首里や那覇から多くの見物人が訪れたものと思われる。宜野湾村や宜野湾間切のほかの村々の民衆も「初馬揃え」を楽しむことはできたのだろうか。

2、宜野湾の民衆と土地・生産

(1) 地域社会の疲弊と民衆の抵抗

18世紀後半以降の琉球社会では、商品作物の生産や製造が年貢米や雑穀の生産を圧迫し、年貢を期限内に完納することができなかつたり、年貢を納めることができない「村倒れ」とされる状態の寸前まで疲弊した村が立ち現れるようになる。それに加えて1840年代後半から1850年代には、尚泰の即位やそれに連続する徳川政権への謝恩使の派遣（＝江戸上り）、さらには冊封のため「特産物」などが臨時徴収されることになる。また、この時期には相次いで来航する異国船へ提供する食糧なども民衆から臨時徴収された。

つまり、通常時の年貢（物納と労役）に加えて2つの臨時徴収が重なる事態となり、地域社会の疲弊は急速に加速度を増すことになる。民衆はこの状況とどのように向き合ったのだろうか。1850年代の史料に見える宜野湾の地域社会の様相を見てみたい。そのなかには、民衆の抵抗のかたちを見て取ることができるものもある。

1) 大謝名村・安仁屋村・普天間村の疲弊

「年中各月日記（帳当座、咸豊六年）」（『琉球王国評定所文書』第12巻）には、卯（咸豊5、1855年）12月付けで宜野湾間切の地方役人である西掟の玉那覇にや・南風掟の城間にや・大掟の宮城にや・首里大屋子の又吉筑登之・惣耕作当の宇地泊親雲上と桃原親雲上・地頭代の知念親雲上の7名が作成し、同月付けで検者の山里筑登之親雲上、仮惣地頭の与世川里之子親雲上と聞得大君御殿大親の池原親雲上が次書きした「口上覚」（256－1・2・3号文書）が収録されている。

ここでは1850年代の宜野湾間切のなかでも、大謝名村・安仁屋村・普天間村が疲弊していたことを知ることができる。まず、首里王府から宜野湾間切に対して、田であつ

た耕地を畠に変更した「田倒畠」を「当年」（＝1855年）から毎年2800坪ずつ掘り起こして田に回復するようにとの通達があった。これを受けて宜野湾間切側ではそれぞれの村の状態を勘案して面積を割り当てたところ、大謝名村は454坪、安仁屋村は66坪、普天間村は191坪ずつとなった。安仁屋村への割り当てが少ないことが目に付く。3ヶ村はなんとか「当年」分のノルマはクリアできたものの、ここ数年来大謝名村と安仁屋村は疲弊して人口が減少し、「御授之地方」（＝地割りされた耕地）も民衆に割り当てられていない状態であった。宜野湾間切側は首里王府の許可を得て、2つの村の耕地を臨時的に周辺の村に配分したり、民衆の「口畠」にしたり、ほかの村の民衆や「住居人」（＝寄留土族）に耕作させ、その小作料を年貢や上納物に振り当てていた。一方、安仁屋村に近接する普天間村も近年は疲弊して上納物を納入できない状態となり、同様の方法で諸上納物を納めていた。

宜野湾間切の地方役人たちは、これから首里王府の通達の通りに「掘田」（＝田への回復）すると小作料による上納物の納入計画に誤差が生じるとともに、民衆への負担が一層増加するのではないかと懸念している。その上で、宜野湾間切の村々のうち3ヶ村に限って「来年」（＝1856年）から向こう10年間は掘り起こし作業の停止を認めてほしいと請願している。この請願を検者や両惣地頭などは次書きをすることによって保証している。

これに対して、首里王府からこの件について諮問されたと思われる田地奉行の読谷山里之子親雲上は宜野湾間切側の申請を辰（咸豊6年、1856年）7月付けで支持している。3ヶ村では身売りや「志ち入地」（＝質入れ地）が多いことを指摘している。これを受けた奥武親雲上と与那原親方は首里王府の最終決定を辰8月付けで回答している。それは、本来であれば却下するところ、3ヶ村の状態を鑑みて10年間の申請を5年間に限って認めるというものであった。

割り当てられた面積は不明であるが、残りの11の村々にも通常の年貢（物納と労役）、商品作物である黒砂糖の製造、前述した2つの臨時徴収に加えて「田倒畠」の田への回復という作業がさらに追加されたのである。この作業は労役の臨時徴収という形態を取っていたものと思われる。疲弊していた3ヶ村の民衆にとっては一層の負担であったのだろう。はたして、掘り起こし作業は暫定的に停止されたものの、これと前後して安仁屋村ではある事件が発生している。

2) 安仁屋村民衆の久米島への「逃走」

同日記には、辰（咸豊6年、1856年）8月付けで宜野湾間切の地方役人である西掟の玉那覇にや・南風掟の城間にや・大掟の宮城にや・首里大屋子の又吉筑登之・地頭代の知念親雲上の5名が作成し、同月付けで検者の佐久川筑登之親雲上が次書きした

「口上覚」(316-1・2号文書)が収録されている。そこからは安仁屋村の民衆が久米島に「逃走」し、いまだに帰還していないことが知られる。

安仁屋村の男女16人が「逃走」したのは、「去々年寅」(=咸豊4年、1854年)閏7月8日の夜であった。この事態に対して、宜野湾間切側からは首里王府を通じて早々に帰島するよう通達してほしい旨を以前に申請していた。ところが、いまだに帰還しないため、今回2回目の要請をしたものである。1回目の申請をする段階で久米島に「逃走」したという情報を宜野湾間切側で押さえていたようである。安仁屋村は以前から疲弊しており、当時の人口は19世帯60人余まで減少していた。人口は以前から段階的に減少していたのであろう。年貢の上納が滞るとともに「内負債」(=負債)が増大し、このままでは「村倒」に至る危険があるため、首里王府を通じて至急帰島するよう通達してほしい旨を申請している。ここで挙げられている人数はいわゆる地人に限ったもので、寄留士族は含まれないものと思われる。

検者の佐久川筑登之親雲上による次書きでも、これ以上の人口減少は「御授之地方」(=地割りされた耕地)の耕作に支障が生じると述べている。約60人の人口から16人が「逃走」したのか、約80人から16人が「逃走」して60人余となったのかは定かでないが、村に割り振られた年貢や負債は、村に残された人々がすべて負担することになる。そのうえで「逃走」することは、豊見山和行氏が述べるように母村との関係を一切断ち切ったのものであることを意味しよう(注20)。前述したように、安仁屋村では「田倒島」の田への回復作業が暫定的に停止される措置が取られた。その背景には直前に発生した「逃走」事件によって人口が減少し、もはや村に残された人々だけでは新たな負担に応えられないという抜き差しならない状況が存在したのである。

ほかにも、なぜ16人は首里や那覇などの町方でなく久米島に「逃走」したのかという疑問が残る。安仁屋村を「逃走」した当初から目的地が久米島であったとすれば、久米島における受け皿の存在や「逃走」を手引きした仲介者の存在などが見え隠れする。

なお、「沖縄県統計概表」(『沖縄県史』第20巻資料編10)によれば、1880年の時点で安仁屋村は戸数50、人口は212人であった。25年のあいだに人口は3倍以上となり約160人ほどの差異が見られるが、212人のなかには寄留士族も含まれると思われる、必ずしも人口が急増したわけではないと考える。

(2) 宜野湾間切に派遣された検者

18世紀前半、首里王府は間切役人を指導監督するため沖縄島や周辺島嶼部の各間切に検者を派遣する。18世紀中頃以降、地域社会の構造的な疲弊が進行すると、検者とともに間切再建のための臨時職である下知役が各間切に併置されるようになる(注21)。

ところで、これまで見てきた史料のなかには、検者が次書きをしているものはいくつか存在した。ここでは、家譜資料に見える宜野湾間切に派遣された検者の経歴とともに、検者が宜野湾間切の文書行政にどのように関与していたのかを紹介してみたい。関連史料のなかには、宜野湾の地域社会の様相をうかがうことができるものも存在する。現在のところ1840年代から1860年代にかけて6名の検者を確認することができる。

1) 1840年代に派遣された検者

1840年代初期に1名を確認することができる。「栢姓家譜（国吉家）」(『那覇市史』資料篇第1巻8家譜資料四)十世良房の項目によると、道光19年(1839年)12月5日に宜野湾間切検者となり、在職期間は比較的短く10ヶ月であった。翌年9月12日には大和横目となり、38ヶ月にわたって勤務している。宜野湾間切検者に任命される前年には御船手筆者に任命されている。また、道光10年(1830年)と道光16年(1836年)にはそれぞれ進貢副使の秘書役である大夫儀者を務め、進貢副使に随行して北京に上京している。宜野湾間切での具体的な活動については不明である。

2) 1850年代に派遣された検者

一方、関係史料が比較的多く伝存する1850年代には3名の検者を確認することができる。宜野湾馬場で「初馬揃え」が開催されていた時期であるとともに、後述するように、我如古村において硫黄が精製されていた時期に宜野湾間切に派遣された検者ということになる。

「容姓家譜（山田家）」(『那覇市史』資料篇第1巻8家譜資料四)十一世義武の項によると、咸豊2年(1852年)12月朔日に宜野湾間切検者となり、37ヶ月にわたって在職している。このあと、大宜味間切検者(咸豊5年、咸豊11年再任)、具志頭間切検者(咸豊8年)を経て、同治4年(1865年)2月13日には八重山島在番筆者となっている。1850年代に各間切の検者を歴任していたことがわかる。

前項で取り上げた「年中各月日記(帳当座、咸豊六年)」(『琉球王国評定所文書』第12巻)256-1・2号文書では、検者である山里筑登之親雲上が卯12月付けで次書きをしていた。これに対して、「年中各月日記(咸豊六年)」(『琉球王国評定所文書』第11巻)2月21日条には、宜野湾間切の地方役人である小横目の呉屋筑登之・南風掟の城間にや・首里大屋子の又吉筑登之・地頭代の知念親雲上が2月21日付けで作成した文書が収録されている(65-1・2号文書)。これは真志喜村「帳内」の大川原(注22)への落雷によって2名の死者が出た旨の報告であるが、ここでは検者である佐久川筑登之親雲上が次書きしている。咸豊6年(1856年)2月の段階では検者が山里筑

登之親雲上から佐久川筑登之親雲上に交代していることがわかる。

佐久川筑登之親雲上の次書きは「年中各月日記（帳当座、咸豊六年）」316—1・2号文書（8月付け）や348—1号文書（9月付け）にも見いだすことができる。後者は沖縄島の26間切の地頭代が連名で作成し、それぞれの間切に派遣されていた検者もしくは下知役が次書きをしている。1856年9月の時点で派遣されていた26名の検者と下知役を知ることができるが、佐久川筑登之親雲上は検者の筆頭に見える（注23）。

ほかにも年代は不明であるものの、『那覇市史』資料篇第1巻10に「位階昇進願他諸上申書等例寄」として収録された「琉球資料」巻129の文書群のなかには、両惣地頭が宜野湾間切検者の玉城筑登之親雲上の「詰越」（＝任期更新）を首里王府に申請した「覚」が含まれている。本文末尾近くの記述によって、各村の頭や「さはくり中」（＝間切役人）が別紙で「詰越」を両惣地頭に請願してきたことを受けて作成されたものであることがわかる（注24）。

このなかで、以前から疲弊していた大謝名村の状態が改善しているとある。また、玉城筑登之親雲上が宜野湾間切検者に任命されたのは「未年」とある。当史料は『宜野湾市史』第4巻資料編3にも収録されているが、『球陽』巻22尚泰王12年（1859年）条（読み下し編2067）に指揮司（＝検者）を設置する記述があることから「未年」を1859年に比定している。

3) 1860年代に派遣された検者

1860年代の検者に関連する史料としては、『宜野湾市史』第4巻資料編3第3章「家譜史料に見る宜野湾」に収録された「向氏仲里家家譜」（一世野国王子朝直）の六世朝置（向廷建）の項から抜粋された「褒書」（＝褒美状）がある。兼島里之子親雲上朝置は1860年代から70年代にかけて、宜野湾間切のほかにも本部間切検者、喜屋武間切検者、羽地間切検者を歴任していたようである。宜野湾間切の検者に任命されたのは同治6年（1867年）12月朔日であった。尚泰が冊封された翌年に当たる。

「褒書」は未（同治10年、1871年）6月付けで発給されている。それによると、宜野湾村が「多年」疲弊していたこととともに、大謝名村は村の借錢6万3700貫文の利息分として7石7升5合5勺の収穫のある田畠を、我如古村も村の借錢の利息分として9石4斗3升1合8勺8才の収穫のある田畠を借主に抵当として差し出していたことが知られる。差し出した土地の分の上納物を納入することが困難となったことから、『宜野湾市史』の〔訳および解釈〕にもあるように、この土地は百姓地の耕地と考えられる。百姓地が借錢（の利息分）のカタとして差し押さえられていたのである。借錢の額は不明であるが、差し出した田畠の収穫高からすると、我如古村の負債の方が大謝名村よりも多かったようである。兼島里之子親雲上はこれらの土地を請

け出すことに尽力している。

前述したように、1855年段階では大謝名村・安仁屋村・普天間村が疲弊していた。ここでは安仁屋村と普天間村が見えないのに対して新たに宜野湾村と我如古村が見える。大謝名村の疲弊は1850年代から連続するものだったのであろうか。また、この段階で我如古村が多額の負債を抱えていたのは後述する硫黄の精製と関係するのだろうか。2つの村に多額の銭を貸していた者の存在も気になるところである。大謝名村や我如古村はどこから多額の借金をしていたのだろうか（注25）。

3、琉球・中国関係史と宜野湾

（1）国産の朝貢品

琉球の王権・国家は三山時代と区分されている14世紀後半の小国家の段階から中国と通交関係を結んでいた。首里王府は明清両朝（明朝と清朝）に進貢使などの朝貢使節を福州を経由して派遣した。南京や北京に派遣された朝貢使節は、中国皇帝などに宛てられた琉球国王の外交文書（注26）を提出するとともに朝貢品を貢納した。琉球の朝貢品のなかでも、明清時代を通じた唯一の琉球国産の朝貢品が硫黄であった（注27）。

『歴代宝案』によれば、明朝へは17世紀前半まで生硫黄2000斤から2万斤を貢納していたが、崇禎11年（1638年）以降はそれまでの生硫黄から不純物を取り除いて餅状に加工した「煎熟硫黄」1万2600斤を貢納している。「煎熟硫黄」1万2600斤は生硫黄2万斤に相当するようである（注28）。清朝には17世紀後半の康熙5年（1666年）以降、中国側が設定した「貢期」（＝朝貢の時期）に遵って基本的に2年に1回、合計99回の進貢使を派遣した（注29）。明治政府によって朝貢が停止される明治8年（1875年）年までのあいだに合計約120万斤の「煎熟硫黄」を貢納していることになる。

また、琉球の王権・国家は15・16世紀に東南アジア大陸部や島嶼部の国家にも貿易船を派遣したが、貿易を円滑に成功させるための進物や礼物に硫黄が含まれる場合があった。琉球が通交関係を成立させていた東南アジア大陸部の国家はシャム、マラッカ、パタニ、安南の4ヶ国、東南アジア島嶼部ではパレンバン、ジャワ、スマトラ、スンダの4ヶ国である。このうち通交回数をもっとも多いのはシャムであった。進物や礼物として硫黄を確認できるのは、シャムと安南の2ヶ国のみである。『歴代宝案』訳注本第1冊1-40-01号文書などによればシャムへの礼物としての硫黄は2500斤であることが定例であったようである（注30）。

(2) 硫黄鳥島の年貢

琉球社会で硫黄が産出するのは、徳之島の西方約63kmの海上に位置する硫黄鳥島（以下鳥島とする）のみである。鳥島には「正保国絵図」が作成された17世紀前半の段階で住民が存在したことが知られる。近世期、首里王府が鳥島の民衆に年貢として割り当てた特産物が硫黄であったのである（注31）。硫黄は鳥島に割り当てられた年貢であり、なおかつ琉球国王が中国皇帝へ貢納する朝貢品でもあったのである。鳥島は朝貢品の供給地であり、琉球国王による中国への朝貢を支えていた島ともいえる。

『事々抜書』（沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵）の「戸数人員諸上納物山牛馬取立并仕分之事」を見ると、鳥島が負担する硫黄の量は1万5000斤とある。「鳥島公事帳」（『近世地方経済史料』第10巻）では「生硫黄」1万斤、「職制秘覧」（法政大学沖縄文化研究所蔵）では1万5000斤、「御当国御高並諸上納里積記」（『那覇市史資料篇』第1巻2）では2万斤とある。首里王府が鳥島に割り当てた硫黄は1万5000斤もしくは2万斤であったようである（注32）。それでは硫黄を割り当てられた鳥島の人口はどのくらいだったのだろうか。最後の朝貢使節が清朝に派遣されたのは1874年であるが、1873年に成立した「琉球藩雑記」一の「琉球藩戸籍総計」（『沖縄県史』第14巻資料編4）によると、鳥島の人口は男120人、女119人の合計239名であり、戸数は24軒であった（注33）。

鳥島で採掘された硫黄は沖縄島の泊湊に搬送され、荷揚げされて精製される。搬送時期に関連する史料が「稽古案文集」（沖縄県公文書館岸秋正文庫蔵）に収録されている（注34）。硫黄を搬送する「鳥島船」（那覇や泊の船舶）は、通常であれば3・4月に「渡海」し、5・6月には帰島すると記されている。鳥島船が泊湊に停泊していた期間は2・3ヶ月であったことになる。これに対して、「年中各月日記（帳当座、咸豊六年）」（『評定所文書』第12巻）215-1号文書によれば、「年貢硫黄積船」は毎年5・6月に帰帆し、9・10月に「上着」するのが「御模」（＝王府による規定）であると見える。1850年代においては、9・10月に到着し、越年して5・6月に帰島する規定が存在したようである。硫黄を搬送する時期には時期差が存在したようである。あるいは、北京に上京する進貢使が進貢船で派遣される年とそうでない年との差異であろうか。

また、硫黄は琉球国王から中国皇帝への朝貢品であるばかりでなく、その一部は19世紀中頃においては琉球社会で消費されていた。たとえば、「渡地村関係史料」（沖縄県公文書館岸秋正文庫蔵）のなかには、薩摩で疱瘡（＝天然痘）が流行した際の琉球側の対応として、那覇湊に到着した大和船の「下荷物」（＝日本商品）に硫黄を当て疱瘡の「風気」が伝染することを防ぐというものがある。また、仲島の石嶺筑登之者なる者の男子が疱瘡に感染した場合の対応では、感染者の家やその周辺区域に硫黄を

「焚く」ようにという指示が出されている（注35）。硫黄を「焚いた」煙には疱瘡の伝染を抑止する効力があると考えられていたのであろう。さらには、硫黄が消費されていたのは那覇湊の周辺ではなかった。「廻文（咸豊五～六年）」（『琉球王国評定所文書』第17巻）では、飼育している豚が「風邪」に感染した場合は、町方のみならず諸間切においても硫黄を「焚く」ようにという辰（咸豊6年、1856年）12月2日付けの指示を見いだすことができる（97号文書）。宜野湾でも硫黄は使用されていたのであろうか。

鳥島の年貢である硫黄は基本的には毎年泊湊へ搬送されたものと思われる。朝貢品の「煎熟硫黄」1万2600斤は生硫黄2万斤に相当し、鳥島に年貢として割り当てられた硫黄は1万5000斤から2万斤であった。朝貢品の「煎熟硫黄」はだいたい年貢1年分で精製できることがわかる。進貢船が派遣されない年にも鳥島から年貢が搬送されていたとすれば、その分をほぼまるごと備蓄できることになる。その一部は琉球社会で防疫のために使用されていたのである。どのような経路で那覇四町や諸間切にわたったのだろうか。

ところで、19世紀中頃には生硫黄から「煎熟硫黄」への精製が宜野湾間切我如古村で行われていたことがあった。関連する史料をいくつか見てみよう。

（3）1850年における硫黄精製

我如古村における硫黄の精製に関連する史料のひとつとして、「田里筑登之親雲上渡唐準備日記」（沖縄県立博物館蔵）がある（注36）。道光30年（1850年）に派遣された北京大筆者の公務日記である。我如古村での硫黄精製をめぐる中国に派遣される渡唐役人側で残された記録ややりとりされた文書が収録されている。同日記のなかの関連史料は『宜野湾市史』第4巻資料編3でも紹介されている。

同日記6月14日条には、同日付けで作成された硫黄焼方から北京へ上京する渡唐役人である「北京役者」への連絡が収録されている。硫黄焼方とは硫黄の精製を管理監督する「臨時」組織である。そこには「進貢御物」である硫黄については、宜野湾間切我如古村で「焼調」（＝精製）するようにとの通達があったので「明日」（＝15日）から開始する旨が記されている。硫黄の精製は首里王府から硫黄焼方への通達があつてはじめて開始されたことがわかる。さらには、「北京役者」へ前例通りに勤めるようにと連絡している。この時点で「北京役者」を含む渡唐役人は合宿体制で那覇に滞在していた。

はたして、同日記6月15日条では、硫黄焼方からの連絡を受け、進貢正副使である勢頭と大夫が北京宰領2名を連れて早朝に我如古村へ向かい、日暮れに那覇に帰着したことが記されている。硫黄の精製が開始されると「北京役者」がその現場に出向く

のが慣例となっていたのであろう。

さらには、同日条の「附」の部分から以下のことが知られる。ア) 北京大通事が体調不良によって欠席したこと、イ) これまで硫黄を精製するのは泊村であったところ、異国人(=西洋人)が護国寺(若狭町村)に逗留していることを理由に我如古村に変更されたこと、精製している期間には北京大通事・北京大筆者・北京宰領がローテーションで我如古村に出向くこと、硫黄が精製され次第、「取懸」(サンプルか)として時々砂糖座へ提出するのが先例となっていること、ウ) 我如古村に出向いた勢頭・大夫は硫黄焼方の役人や職能集団である「焼人」へ差し入れと思われる「馳走用持参物」を用意していたこと、エ) 「硫黄焼方定手形」によれば、精製される予定の硫黄は1万3681斤であり、容器の桶に換算すると181丁であったことなどである。

イ) によってなぜ我如古村で硫黄が精製されていたのかわかる。首里王府が硫黄を精製する場を我如古村に決定した理由には、この時期護国寺に滞在していたベッテルハイムなどの異国人の目に触れぬ場所という側面があったようである。「初馬揃え」が宜野湾馬場で開催されるよりも前に宜野湾間切は異国船来航の影響を受けていたのである。ウ) では実際に硫黄を精製していたのは「焼人」という職能集団であったことがわかる。エ) からは琉球国王が発給した渡航証明書である符文や執照に明記されている「煎熟硫黄」の分量(1万2600斤)よりも1081斤ほど多い1万3681斤が精製されようとしていたことが知られる。また、精製した硫黄は桶に梱包されて搬送されていたことがわかるが、この桶はどこでどのように製作されたのであろうか。用材はどのように調達されていたのであろうか。我如古村の民衆は関わっていたのだろうか。

同日記6月16日条には、硫黄焼方検者が同日付けで首里王府へ提出した文書が収録されている。そこでは、「製硫黄」(=「煎熟硫黄」)が精製され次第、「北京役者」にすぐに受け取るよう連絡してほしい旨が記されている。すでにこの件は上部機関の指示である「御差図」を得ているともある。精製された硫黄は硫黄焼方や我如古村あるいは宜野湾間切が那覇に滞在する渡唐使節側に納入するのではなく、渡唐使節側が我如古村に受け取りに来ることになっていたことがわかる。

精製された硫黄の受け取りは8月に3回に分けて行われた。同日記8月5日条によれば、精製が開始された約2ヶ月後の8月5日に硫黄焼方から硫黄を渡す旨の連絡があり、北京大筆者は「北京役者」である北京宰領を連れて我如古村まで硫黄の受け取りに向かっている。前日の8月4日条に収録された我如古村に滞在する申口方の役人からの通達によって、1回目に受け取った分量は60丁であったことがわかる。我如古村における硫黄の「荷作り」は「両唐船」の佐事と水主によって行われている。我如古村から那覇への運搬も佐事と水主が担ったのだろうか。那覇における硫黄の保管場所は砂糖座であり、敷地のなかに保管場所が設けられていた。まず北京大通事と北京

大筆者が封をした上で、勢頭と大夫が「御印」を捺して二重に封をしている。

同日記8月21日条によると、硫黄焼方から連絡があり、北京宰領を連れ2回目の受け取りに向かっている。前回同様「両唐船」の佐事と水主が動員されている。この時は120丁を受け取っている。砂糖座の保管場所に搬入する際には北京大筆者が封印をして王舅と大夫が「御印」を捺してやはり二重に封をしている。

さらに、翌日の8月22日条によれば、「北京役者」は首里城正殿前の広場における「上表渡」の儀礼に参加するため受け取りに向かえず、3回目の受け取りは「両唐船」の佐事と水主のみで行われている。那覇へ運搬するにあたっては硫黄方の検者と筆者が砂糖座まで同行している。「上表渡」が終了すると、「北京役者」や硫黄方役人のほかにも首里王府の泊地頭と申口方筆者が砂糖座に出向き、すべての硫黄が納入されたことを確認した上で保管場所に搬入している。なお、同日条には北京大筆者と北京大通事が連名で作成した硫黄焼方宛ての「請取（書）」の写しが収録されている。それによると、3回に分けて受け取った硫黄は合計1万3681斤で、「雑樽」にして181丁であった。6月15日条に見える分量と一致するが、ここでは桶では容器が桶でなく樽とある。また、同日条によると、先例に則って渡唐使節側から我如古村の「硫黄焼所」へ「弁当壺組」を届けている。硫黄の精製が完了した際の慣例であったと思われる。本来は北京大筆者が直接持参すべきところ、今回は「上表渡」に参加していたため「両唐船」の佐事と水主に届けさせたようである。

翌8月23日には朝貢品である硫黄、銅、錫が「両唐船」に積み込まれている。硫黄が砂糖座に保管されていたのに対し、銅と錫の保管場所は仕上世座の敷地に設けられていた。大唐船には91丁、小唐船には90丁の硫黄が積み込まれた（同日記8月23日条）。我如古村で精製された181丁の硫黄はすべて「両唐船」に積載されたのである（注37）。『清代中琉関係档案選編』道光朝258号文書によれば、このときの進貢両号船は10月6日に福州に到着している。

ここで硫黄の精製と我如古村の関係を確認しておきたい。1850年には朝貢品である硫黄は首里王府の決定によって我如古村で精製されていたが、「田里筑登之親雲上渡唐準備日記」を見る限りではその工程に我如古村の民衆が直接的に関わることはなかったようである。あくまでも首里王府機構下の「臨時」組織である硫黄焼方や職能集団である「焼人」によって担われたものであった。全員でどのくらいの人数だったのだろうか。また、精製された「煎熟硫黄」は北京大筆者などが我如古村まで受け取りに出向き、那覇まで運搬したのは「両唐船」の佐事と水主であった。受け取りをめぐる文書も硫黄焼方や首里王府と渡唐使節とのあいだでやりとりされており、渡唐使節と我如古村とのあいだで文書がやりとりされたことはない。

それでは、我如古村や宜野湾間切のほかの村の民衆は硫黄の精製にまったく関与し

ていなかったのだろうか。さらには、いったいつから我如古村で硫黄が精製されるようになったのだろうか。「生硫黄」はどのような経路で鳥島から我如古村に搬送されたのだろうか。

(4) 1856年における硫黄精製

1) 鳥島からの硫黄搬送

1850年から6年後の1856年の時点でも硫黄は我如古村で精製されていた。「年中各月日記(帳当座、咸豊六年)」(『琉球王国評定所文書』第12巻)に収録された辰(1856)3月22日付けの112-3・4号文書からは、「生硫黄」が我如古村で精製されるまでどのようなルートで搬送されたのかがわかる。

当文書では、鳥島から硫黄が搬送されてくるので、「以前通」に牧湊砦の南側(浦添間切牧湊村側)で受け取り、「同所洞」(＝いわゆる硫黄洞)に保管せよとの指示が見える。「明日」(25日に変更)の未明に浦添間切の間切役人と牧港掟が担当者となって現地に向かい、首里王府から派遣される申口方筆者と合流して処理せよとの旨を浦添間切へ通達せよとある(注38)。浦添間切の地方役人のほかにも、洞穴に硫黄を搬入する作業に必要な労働力として、「石細工」の技術に秀でた者など合わせて「夫十五人」が動員されている。

「生硫黄」は鳥島から泊湊を経由して陸路で牧港に移送されたのではなく、鳥島から直接牧港に搬送され、すぐには我如古村に運ばれず、「以前通」に洞穴で保管されていたことがわかる。当文書は浦添間切への通達であることから、洞穴に硫黄を搬入する際に動員された「夫十五人」は浦添間切の民衆であろう。牧港村の対岸の宜野湾間切宇地泊村の民衆が動員されることはなく、我如古村や宜野湾間切が関与していないことも確認しておきたい。

首里王府が硫黄を精製する場に我如古村を選んだ理由には、前述したように異国人の目に触れにくいという理由とともに、琉球域内や域外への海上交通で使用されることもある牧港(注39)から近かったこともあるのだろう。それでは、「生硫黄」はいつ牧港から我如古村に運ばれたのだろうか。

2) 我如古村への硫黄運搬

同日記に収録された辰6月16日付けの186-1・2号文書によると、「明十七日」に牧湊砦の南側の洞穴から我如古村に硫黄を運ぶよう指示があったことがわかる。洞穴に硫黄が搬入されてから約3ヶ月後のことである。1856年の硫黄の精製は6月17日以降に開始されたのであろう。1850年の場合も6月15日であり同じ時期である。同日付けの186-3・4号文書によれば、ここでも浦添間切の間切役人と牧港掟などが担当

者となって現地向かい、首里王府から派遣される申口方筆者と合流して処理せよとの旨が浦添間切に通達されている。地方役人のほかにも、洞穴から硫黄を搬出する作業などで必要な労働力として、浦添間切から「夫五人」が動員されている。また、「生硫黄」を受け渡す相手はこの時点ですでに我如古村に滞在していたと思われる硫黄焼方の役人であり、我如古村ではない点を確認しておきたい。我如古村に硫黄を運送する過程においても我如古村や宜野湾間切のほかの村の民衆が動員されることはなかったようである。

なお、同日記に収録された辰7月22日付けの221-1・2号文書と同日付けの222-1・2号文書は6月16日付けの通達と全く同じ様式のものである。「明廿三日」に硫黄を洞穴から我如古村に運ぶように指示されている。前回の通達から約1ヶ月後のことである。3月に鳥島から搬送され保管されていた「生硫黄」は、6月の段階ですべて我如古村に運搬され一度に精製されたわけではなく、2回にわけて精製されていたことがわかる。我如古村に設けられた「精製所」の規模などに起因するものであろうか。そうであるとすれば、2回にわけての精製はほかの年にも行われていた可能性があるだろう。

3) 硫黄精製に伴う諸問題

それでは、我如古村や宜野湾間切はどのように硫黄精製に関わっていたのであろうか。

「年中各月日記（帳当座、咸豊六年）」に収録された辰3月付けの299-1・2号文書は、宜野湾間切の役人が作成し、検者である佐久川筑登之親雲上が次書きをした首里王府への「口上覚」（＝申請書）の写しである。行間には首里王府からの回答も書き写されている。申請書の内容からは、硫黄焼方の役人や「焼人」が我如古村に滞在するようになってからの諸問題が記されている。

まず当文書からは、我如古村における「進貢硫黄」の精製は、那覇に異国人が滞留していたため、首里王府が「去年」（＝道光26年〈1846年〉）から指示していたことがわかる。はたして、『大日本維新史料』一編之一には、御物奉行を經由して取納奉行に通達された午（1846）4月19日付けの文書が収録されている。そこでは、鳥島から搬送された（される予定の）硫黄については、異国人が滞留しているため「牧港砦南表之洞」で保管するよう決定があったので、昼夜にわたって番人を置き、洞穴近辺では「火用心」を入念にするよう浦添間切へ通達せよとある。この場合も、泊から陸路で搬送されたのではなく、鳥島から直接牧港に搬送されたようであるが、我如古村での硫黄の精製が開始された1846年当初から牧港の洞穴に硫黄が保管されていたことがわかる。

我如古村で硫黄が精製されるようになったことは民衆の生活に影響を与えた。「年中各月日記（帳当座、咸豊六年）」299-1・2号文書によれば、「携御役々衆」（＝硫黄焼方の役人）や「焼人」が集団で我如古村に移動し、宿舎である「御宿」が造営され（注40）、役人などが所望する野菜や薪木などを負担するようになったのである。その上、硫黄を精製する際には我如古村の「用水」に支障が生じたり、硫黄を洗った水が田畠へ流れ込み農作物に被害が出るようになった。我如古村はこのことを宜野湾間切へ報告し、これを受けた宜野湾間切は「去子年」（＝咸豊2年〈1852年〉）に「御断之願」を首里王府に提出したものの却下されたと見える。我如古村および宜野湾間切は、我如古村が硫黄精製の場となることを4年前に一旦は拒否する意思を示していたことに注目したい。

『宜野湾市史』5巻資料編4民俗の第1章第1節「各部落概況」の我如古部落の項目によれば、我如古の旧集落東南側には「ユワーガー」（「ユワー」とは硫黄）があり、「ユワーガマ」という場所があったことも確認されている。前者によって硫黄を洗うための水を確保していたのかもしれない。後者は、あるいは牧港村から搬送された生硫黄を一時保管した場所であろうか。いずれも硫黄の精製に関わるものであろう。具体的な「宿」の所在地などは不明であるが、硫黄の精製は我如古村の百姓地の集落近くの東南側で行われていたものと考えられる。

役人らが所望する野菜や薪木については、浦添間切・西原間切・宜野湾間切・中城間切の4つの間切が負担していた。宜野湾間切のみならず近隣の間切の民衆は、役人や「焼人」が消費する野菜や薪木を「臨時」に徴収されるようになったのである。一方、宿舎の設置や生活するうえで必要な物品については、当初は宜野湾間切が用意していたようである。これらは野菜などの徴収されるものとは別に代価が支払われるものである。ところがここで問題が生じた。設置した宿舎を使用する代価である「御宿賃」の受け取りや宿舎で使用する「敷物」「御休式椀具」の調達などは「所役」（＝我如古村の担当）にするようにとの「御証抛書」を硫黄焼方の役人が作成し、我如古村からそれを添付した書類が宜野湾間切に提出されたのである。これは首里王府に受理されることとなったようで、宜野湾間切側に不利益が生じることになったと主張している。

すなわち、「午年」（＝道光26年〈1846年〉）と「申年」（＝道光28年〈1848年〉）には、役人らは「敷物質」を我如古村に支払い、それ以来、「宿賃」「敷物質」などは我如古村が受け取ることになり、間切側が平均して調達する「統並方」からは除外されるようになったのである。午・申・戌（＝道光30年〈1850年〉）・子・寅（＝咸豊4年〈1854年〉）の5年分の代価の合計は2450貫515文であり、本来であれば間切側が調達して代価を受け取るべきところ、我如古村に支払われることは心外であること

を強調している。そして「当年」（＝1856年）から「別紙帳」で見積もった通りに「諸間切」（＝前出の4間切か）の「統並」へ変更することを申請している。これに対する辰10月付けの首里王府の回答は、宜野湾間切側が申請した大部分の項目を「統並」とすることを認めるものであった。

なお、1846年から1854年までのあいだに、我如古村では進貢使が派遣される年と同じ年に5回にわたって硫黄が精製されていたことがわかる。毎年精製されていたわけではないようである。この間、牧港に何回硫黄が搬送されたのかは不明であるが、精製されたのは5回であることを確認しておきたい。硫黄焼方の役人や「焼人」のスタッフもその都度編成され、我如古村に移動していたのであろうか。1860年代以降については不明であるが、我如古村では1840年代から50年代にかけて少なくとも6万3000斤（1万2600斤×5回）以上の硫黄が精製されていたのである。

同日記に収録された299-3～5号文書（辰3月付けの「覚」）は先に触れた「別紙帳」に相当すると思われる。宜野湾間切の地方役人が「統並」に変更することを認めってもらうよう諸物品の賃銭の見積もりを書き連ねたものである。諸物品のなかに民衆が徴収された野菜や薪木は含まれていない。やはりこれらに代価は支払われなかったのである。作成した地方役人は西掟の玉那覇にや、南風掟の城間にや、大掟の宮城にや、首里大屋の又吉筑登之、地頭代の知念親雲上の5名である。これに検者である佐久川筑登之親雲上が辰3月付けで次書きをし、さらには硫黄焼方筆者の山里筑登之と外間筑登之親雲上の両名と硫黄焼方主取である外間筑登之が3ヶ月後の辰6月に次書きをしている。「統並」とすることには硫黄焼方の役人も同意していたことがわかる。6月は硫黄の精製が開始された時期と一致する。次書きに3ヶ月のズレがあるのは、硫黄焼方の役人が「統並」への変更を渋っていたというよりも、役人らは精製が開始される6月の段階で我如古村に移動してきたとは考えられないだろうか。硫黄焼方の役人が次書きをするのを待って首里王府に提出したものと思われる。

宜野湾間切の役人が作成した「宿賃」や調達した諸物品の見積もりの部分は、硫黄焼検者1名と筆者2名、硫黄焼主取1名と筆者2名、「焼人」20名の3グループに分けて記されている。我如古村に滞在したのは総勢26名であり、硫黄焼方の役人は6名、硫黄を精製していた「焼人」は20名の集団であったことがわかる。3つのグループは3つの宿舎に分宿していた。

硫黄焼検者1名と筆者2名の宿舎は5坪（1軒）で、「中畳」から菜種子油などの物品や掃除のために民衆から動員される「夫」、身の回りの世話をするため動員される「水夫」、公務で首里や那覇を往還する際に動員される人や馬も含め、28項目にわたる1日ごとの賃銭が見積もられている。このうち「ねくふく一枚」「夜喰せん半束」「四ツ入わん半束」「小平三枚ふた共」「菜皿三枚」「枕半束」の6項目は却下されてい

る。これらはこれまで通り我如古村への支払いとなったのであろう。硫黄焼主取1名と筆者2名の宿舍も同様に5坪（1軒）で、やはり「中豊」から菜種子油などの物品や掃除のための「夫」や「水夫」、公務で動員される人や馬も含め28項目にわたる賃銭が見積もられている。却下されたのも同様の6項目である。「焼人」20名の宿舍は9坪（1軒）で、「九尺筵十二枚」から菜種子油などの16項目の物品の賃銭が見積もられている。却下されたのは、「ねくふく一枚」「枕二束」「丸せん一束」の3項目であった。「焼人」の場合は「夫」や「水夫」などは見積もられていない。

4、普天間宮に参詣する人々

（1）近世琉球における航海守護神

近世期、那覇・福州間を航行する渡唐船や那覇・鹿児島間を航行する楫船などの琉球船（＝中国船タイプのジャンク船）には、航海守護神である媽祖像（＝「船菩薩」）が安置されていた（注41）。しかしながら、航海守護神として信仰されていたのは媽祖だけではなかった。

豊見山和行氏は海上で遭難の危機に直面した時、人々が祈願した対象を具体的に明らかにしている（注42）。1819年に大和船に便乗するかたちで鹿児島に派遣された上国使者が海上で暴風雨に遭遇する。このとき祈願の対象となったのは、聞得大君、普天間権現、弁才天、天尊であった。さらには、1894年に蒸気船（寧静丸）で石垣島から沖縄島に向かって八重山島頭職の宮良親雲上が大時化で漂流する。このときは普天間権現、首里観音堂、沖寺（＝臨海寺）、波の上（＝波上宮）などであった。双方に普天間権現が含まれていることに気づく。普天間権現は航海守護神のひとつとして人々から信仰されていたのである。

真栄平房昭氏は、1800年前後には普天間権現の洞中に安置された「観音像」の靈験譚が一般に広まり、普天間参詣が流行したことを指摘している（注43）。普天間権現は海上の極限状態で祈願の対象となったこととともに、航海安全を祈願するために多くの人々が参詣していたのである。それでは、どのような人々が参詣したのであろうか。

（2）琉球国王の普天間宮参詣

1）国家行事としての国王の普天間参詣

近世期、琉球国王は渡唐船の航海安全を祈願するため、国家行事として寺社や聖域に参詣した。対象となる寺社のなかには普天間宮も含まれ、参詣する国王には首里王

府の役人など大勢の人々が随行した（注44）。

「年中各月日記（帳当座、咸豊六年）」（『琉球王国評定所文書』第12巻）には9月朔日付けで作成された「言上写」が収録されている（258—1号文書）。咸豊6年（1856年）における琉球国王（＝尚泰）の寺社や聖域への参詣などの日程を国王へ上申したものである。評定所筆者と思われる仲尾次筑登之親雲上と渡慶次筑登之親雲上が「右之通言上相済候間」と次書きし、御物奉行に連絡していることから許可されたことがわかる。その日程とは、9月5日が弁之嶽と末吉宮、7日が弁財天堂と識名観音堂、15日が普天間宮というものであった。

尚泰が即位したのは道光28年（1848年）であるが、はじめて普天間宮に参詣したのは咸豊5年（1855年）のことであったようである。「仏人来着并仏人逗留付而之日記（咸豊五年）」（『琉球王国評定所文書』第11巻）には、9月13日付けで作成された参詣で徴発される騎馬をめぐる連絡が収録されている（186号文書）。参詣は「明後十五日」に予定されていることが知られる。

「年中各月日記（咸豊五年）」（『琉球王国評定所文書』第9巻）9月11日条には251号文書として「普天間御参詣之御次第」が収録されている。250号文書によれば、尚泰にとってははじめての参詣であるため、「御書院日記」に記載されていた前例を書き写し参考にしたものようである。首里城出発から「御帰城」までの詳細が記された、いわば琉球国王の普天間宮参詣マニュアルとでもいうべきものである。15日の当日もこの前例に則って参詣されたものと思われる。長くなるが宜野湾間切に直接関連する箇所を抜き出し、現代語訳をして紹介してみたい。

【宜野湾間切番所にて】

一、宜野湾番所着、御王子以下申口迄着座、御多葉粉盆・御煎茶上、着座人数江茂出。（国王が宜野湾間切の番所に到着すると、お供として随行した王子から申口の面々も番所に設けられたスペースに着座します。国王に多葉粉盆と煎茶を出します。着座した面々にも同様にします。）

【普天間宮への移動】

一、御時分拜合、下庫理当より三司官案内勢頭江申渡御轎居させ、御書院当より言上被遊御発駕、普天間鳥居之外二而供奉人数八卷仕。

（時間を見計らって下庫理当が三司官に報告し、三司官は勢頭に命令して国王が乗る轎を準備させ、御書院当から国王に出発準備が整った旨を上申して、許可されれば出発します。普天間宮の鳥居の外側で随行した面々は正装します。）

一、神宮寺住持・惣地頭・普天間地頭・地頭代、鳥居之前美御迎立御拜仕。

（神宮寺住持・惣地頭・普天間地頭（＝脇地頭）・地頭代が鳥居の前で国王を迎え、

立礼します。)

一、還御之時同断。(還御するときも同様に行います。)

一、王子以下鳥居之本二而下乗(輿力)下馬。

(随行した王子以下は鳥居の前で輿から降るなり下馬します。)

還御之砌同所二而乗輿騎馬。

(還御するときは同じ場所で輿に乗るなり馬に乘ります。)

一、御座構二罷越候当・勢頭・里之子た・筑登之た、拜殿前道東表二而美御迎仕。

(参詣の担当者として普天間宮に出張った当・勢頭・里之子・筑登之は拜殿前の道の東側で国王を迎えます。)

【普天間宮での「御焼香」など】

一、拜殿御着、王子以下申口迄着座、御多葉粉盆上、三司官より御焼香之言上仕、当江申渡当より住持江相達候得者、御書院当二而御案内申上、洞之口立御、住持二而御焼香相済拜殿着御、王子以下申口着座有之。

(国王が拜殿に到着すると、随行した王子から申口の面々も拜殿近くに設けられたスペースに着座します。国王に多葉粉盆を出します。三司官から「御焼香」を行う旨の上申をし、許可されれば当を介して住持へ通達します。御書院当が「御焼香」を始める旨を報告し、国王が「洞之口」に立つと、住持が代行して「御焼香」を執り行います。それが済むと国王は拜殿近くに設けられたスペースに座ります。王子から申口面々も着座します。)

一、洞之口御越被遊候刻、三司官・親方・申口・当・御近習御側仕供奉、御腰物・御扇子箱・手御団羽・御涼傘・大御団羽御備有之。

(国王が「洞之口」に移動したときには、三司官・親方・申口・当・御近習・御側仕が付き従います。そのときには「御腰物」「御扇子箱」「手御団羽」「御涼傘」「大御団羽」を準備しておきます。)

一、御多葉粉盆上。(国王に多葉粉盆を出します。)

一、住持観音御前江御焼香仕、済而住持出仕二而着座。

(住持は「観音御前」への「御焼香」を済ますと、住持も拜殿近くに設けられたスペースに来て着座します。)

一、着座人数江多葉粉盆出。(着座している面々へ多葉粉盆を出します。)

一、薄御茶上、着座人数江茂出。

(国王へ薄茶を出します。着座している面々へも出します。)

一、太夫(ママ)宮江祭礼、祝部・内侍神楽有之、相済候得者王子・三司官・申口迄一同御拜有之。

(大夫は祭礼を執り行い、祝部と内侍は神楽を奏でます。それが済むと王子・三司

官・申口までの一同は拝礼を行います。)

一、住持江拝領物里主た持出、申口差寄拝領之段相達、住持頂戴引之。

(国王から住持への拝領物を里主が持ち出すと申口が受け取り、国王からの拝領物であることを伝えて住持はこれを頂戴します。)

一、大夫・祝部・宮童拝殿之庭二而御拝仕、相済候得者大夫・祝部・内侍・宮童迄一番目階二而御酒被下。

(大夫・祝部・宮童が拝殿の庭で国王へ拝礼すると、大夫・祝部・内侍・宮童まで「一番目階」で酒をつがれます。)

一、供奉之家来赤頭江御酒可被下段、当より三司官江致案内、御庭二而提子之御酒被下。

(国王に随行してきた家来赤頭へも酒を飲ませてやってはと当が三司官に申請すると、庭で「提子之御酒」をつぎます。)

【神宮寺にて】

一、右相済、当より三司官江案内、勢頭江申達御轎居させ、御書院当江相達候得者、同当より寺江御発駕之言上有之、寺江着御、王子・三司官・御書院奉行・申口着座、御見舞之奉行・当・吟味役・下庫理当・宜野湾惣地頭・普天間地頭出仕退座、供奉人数末々迄八巻御免。

(これらのことが終わると当は三司官に報告し、三司官は勢頭に命令して国王が乗る轎を準備させます。準備が整った旨を御書院当に知らせると、御書院当から国王に神宮寺へ出発する旨を上申して、許可されれば出発します。国王が神宮寺に到着すると、王子・三司官・御書院奉行・申口も着座します。「御見舞」のため移動してきた奉行・当・吟味役・下庫理当・宜野湾惣地頭・普天間地頭は持ち場にきます。ここでは随行した面々は末々の者まで八巻を着けることは免除されます。)

一、寺江御光駕之砌、御見舞差越候御書院奉行・当・御物奉行・吟味役、寺庭西表二而美御迎立御拝仕。

(国王が神宮寺に到着するときには、「御見舞」に移動してきた御書院奉行・当・御物奉行・吟味役は、寺の庭の西側で国王を迎え立礼します。)

附、還御之時同断。(附、還御するときも同様に行います。)

一、惣地頭より御神酒進上二付、目録申口取次差出候得者、三司官より御書院奉行御取次、備上覧。

(惣地頭から御神酒が進上されると、目録を申口が受け取って三司官に差し出します。御書院奉行から取り次がれると国王は目録を見ます。)

一、王子・三司官・御書院奉行・申口・住持御相伴被仰付。

(王子・三司官・御書院奉行・申口・住持は御神酒のご相伴を仰せつけられます。)

一、惣地頭・普天間地頭・申口以上二而候ハハ、御書院奉行より御案内申上、御相伴被仰付。

(惣地頭・普天間地頭は位階が申口以上であれば、御書院奉行より申請し、同様にご相伴を仰せつけられます。)

一、御多葉粉盆上、着座人数江茂出。

(国王に多葉粉盆を出します。着座した面々にも同様に出します。)

一、御煎茶上。(国王に煎茶を出します。)

一、御料理上、着座人数并供奉人数末々迄被下。

(国王に料理を出します。着座した面々やほかに随行した末々の者まで料理は出されます。)

一、御菓子上。(国王にお菓子をします。)

一、薄御茶上。(国王に薄茶を出します。)

一、御神酒上、着座人数并供奉人数末々迄被下。

(国王に御神酒を出します。着座した面々やほかに随行した末々の者まで御神酒は出されます。)

一、右旁相済候得者、当より三司官江致案内、世持富勢頭江申達御轎居させ、御書院当江相達候得者、同当より言上有之被遊御発駕。

(これらのことが終わると、当から三司官に報告し、三司官は世持富勢に命令して国王が乗る轎を準備させます。準備が整った旨を御書院当に知らせると、御書院当から国王に還御する旨を上申して、許可されれば出発します。)

2) 三司官などによる個人的な参詣

琉球国王の普天間参詣は国家行事に組み込まれたものであったが、ほかにも三司官による個人的な参詣が存在した。「嘉慶拾五年より拾六年迄 御三代伊江親方日日記」(『沖縄県史』資料編7) 嘉慶16年(1811年)9月4日条によれば、伊江親方は玉城親方や宜寿次親方を誘い普天間宮参詣に出かけている。両名のほかにも「旅人数」の親族を伴ったものであった。普天間宮では「例年之御願」とともに「旅御願」を行っている。真栄平房昭氏が指摘するように、このとき伊江親方の息子(「倅親方」)は年頭使者として薩摩に上国していた(注45)。「例年之御願」は具体的には不明であるが、伊江親方や「旅人数」の親族はそれぞれの関係者の「旅御願」(=航海安全の祈願)をしたのであろう。但書きからは、弁之嶽への「願書」も「例之通」に準備されていることが知られる。

普天間宮や弁之嶽は、海上で危機にさらされた本人のみならず親族からも信仰の対象となっていたことがわかる。伊江親方のほかにも、毎年派遣される渡唐役人や上国

使者の親族などは普天間宮や弁之嶽で航海安全を祈願していたものと思われる。

ほかにも、普天間宮には沖縄戦で破損したものの、戦前は境内洞穴入り口に建てられていた「普天満」と銘記された石額が現存している。「西村平民」の大城筑登之が嘉慶18年（1804年）に奉納したもののようである。大城筑登之は水主などの船舶関係者であった可能性がある（注46）。

それでは、普天間宮や弁之嶽を航海守護神として信仰していたのは琉球の人々だけであったのだろうか。

（3）薩摩藩派遣役人と大和船船頭の普天間参詣

普天間宮には琉球の人々のみならず、薩摩藩の派遣役人が参詣した。それは慣例となっていたようである。『琉球王国評定所文書』には参詣の記録や、参詣に関連して琉球側でやりとりされた文書が収録されている。

1840年代から1860年代にかけて12件の参詣を確認できる。道光27年（1847年）、道光29年（1849年）〈2件〉、道光30年（1850年）、咸豊元年（1851年）、咸豊3年（1853年）、咸豊5年（1855年）〈2件〉、咸豊6（1856年）、咸豊8年（1858年）、咸豊9年（1859年）、咸豊11年（1861年）である。琉球に来航する異国船が急増し、異国人が護国寺や聖現寺などに滞在していた時期と重複する。

1）1840年代における派遣役人の参詣

「年中各月日記（道光二十七年）」（『琉球王国評定所文書』第2巻）の「丁未九月中日記」の目録からは、同年9月に在番奉行が新納四郎右衛門とともに参詣していることが見える。

「年中各月日記（道光二十九年）」（『琉球王国評定所文書』第5巻）11月9日条には、潮平親雲上と小祿親雲上が11月9日付けで御鎖之側へ宛てた文書が収録されている（36号文書）。そこでは11月11日に予定されていた島津登の参詣が、異国船来着のため延期されたことが報告されている。恩河親雲上から御物奉行に宛てられた次書きの部分では、参詣の際に通過することになる真和志間切・浦添間切・宜野湾間切へこの旨を通達することを要請している。同日記の「己酉十二月中日記」の目録によれば、島津登の参詣は12月になってから実施されたことが知られる。ほかにも、「年中各月日記（道光二十九年）」（『琉球王国評定所文書』第5巻）の目録には、同年9月にも在番奉行と役々衆が参詣していることが見える。

「年中各月日記（帳当座、道光三十年）」（『琉球王国評定所文書』第5巻）の目録によれば、同年に古在番奉行が内々に普天間宮を参詣したことが知られる。古在番奉行とは、新たに着任した在番奉行（＝新在番奉行）と入れ替わりで帰藩する前任の在番

奉行である。両名的那覇滞在期間は一部重複することになる。古在番奉行は那覇を出発する前に航海安全を祈願したのだろう。

2) 1850・60年代における派遣役人の参詣

「年中各月日記（咸豊元年）」(『琉球王国評定所文書』第5巻)の「辛亥閏八月中日記」の目録によれば、同年閏8月に在番奉行と役々衆が参詣したことが見える。「年中各月日記（帳当座、咸豊元年）」(『琉球王国評定所文書』第5巻)の目録によれば、在番奉行と役々衆が参詣するため、「御通筋払除并諸事手組申渡之事」とある。参詣に向かう道沿いの掃除や参詣への対応をめぐる通達が発せられていたことがわかる。当然宜野湾間切にも通達があったものと思われる。このような通達はこの年に限ったことではなく、薩摩藩派遣役人が参詣するたびに発せられていたのだろう。

「亜船来着并天久寺止宿之亜人唐人等日記（咸豊三年）」(『琉球王国評定所文書』第7巻)には、高里親雲上と兼城親雲上が9月19日付けで喜屋武親雲上に宛てた文書が収録されている(71号文書)。そこでは「明日」(=20日)、川上式部・田中源五左衛門・蓑田伝兵衛門・田中治右衛門・産物方横目の野元一納右衛門が普天間に参詣する旨を報告している。川上式部は馬に乗って移動する予定なので、「天久寺」(=聖現寺)に滞在するアメリカ人が外出する場合には鉢合わせになることがないように配慮してほしいともある。咸豊3年はペリー艦隊がはじめて琉球へ来航した年である。

「年中各月日記（咸豊五年）」(『琉球王国評定所文書』第9巻)8月21日条には、糸洲親雲上と川平親雲上が同日付けで御鎖之側に宛てた文書が収録されている(233-1号文書)。9月12日に在番奉行と役々衆が参詣予定であることが見える。「附」によれば、往路・復路ともに真壁道から浦添と宜野湾を通過し、両間切の番所で休息する予定であることも在番奉行側から伝えられていることがわかる。同日記8月22日条には、国吉親雲上が8月22日付けで御物奉行に宛てた文書が収録されている(233-3号文書)。咸豊元年であったように「御通路筋払除其外諸事」を先例通りに勤めるよう、真和志間切・西原間切・浦添間切・宜野湾間切に通達せよとある。同日記10月29日条には兼城雲上が同日付けで寺社座に宛てた文書が収録されている(282-3号文書)。在番奉行とは別に、帰藩する折田平八が海上の安全を祈願するため11月2日に普天間宮を参詣する予定であることが見える。

「年中各月日記（咸豊六年）」(『琉球王国評定所文書』第11巻)4月8日条には、鉢嶺筑登之親雲上と我那覇里之子親雲上が4月8日付けで御鎖之側に宛てた文書が収録されている(118号文書)。発信された場所は北谷間切番所である。そこでは4月6日に「本部間切瀬底之浦」に到着した諏訪数馬が、「明日」(=9日)、北谷間切から直接普天間宮に参詣する予定であることが報告されている。宜野湾間切番所での対応を

めぐる調整のため、取納座の金城筑登之が北谷間切から宜野湾間切へ向かったともある。前年の折田平八のように帰藩する直前に参詣する者がいる一方、沖縄島北部から那覇へ移動するその足で直接参詣する者もいたことがわかる。

「日記総目録（咸豊元年～十一年）」（『琉球王国評定所文書』第15巻）に収録された「咸豊八年戊午五月大目録」によれば、同年5月に古在番奉行が普天間宮に参詣していることがわかる。古在番奉行の参詣とはっきりわかる事例では2件目である。

同目録に収録された「咸豊九年己未九月中目録」によれば、同年9月に在番奉行と役々衆が参詣していることが見える。

同目録に収録された「咸豊十一年辛酉九月目録」によれば、同年9月に在番奉行と役々衆が参詣していることが知られる。

3) 大和船船頭による灯籠の奉納

『球陽』附巻3、尚穆王27年（1778年）条（読み下し編136）によれば、同年3月に種子島の船頭である伝平が弁之嶽に鳥居を奉建したことが見える。大和船の船頭が航海の加護を祈願したものであろう（注47）。

一方、普天間宮には鹿児島と那覇を行き来し、薩摩藩の派遣役人や琉球の上国使者も便乗した大和船の船頭によって奉納されたふたつの灯籠が現存している。

『沖縄県文化財調査報告書第六十九集 金石文—歴史資料調査報告V—』によれば、灯籠のひとつには正面左側に「文化元甲子年十二月吉日」、正面中央には「奉寄進 亀喜丸海上安全」、正面右側に「山川之肥後平助、鹿児島之岸尾吉左衛門」の銘記されている。文化元（嘉慶9年、1804年）12月に亀喜丸の「海上安全」を祈願するため、山川の肥後平助と鹿児島之岸尾吉左衛門が奉納したことともと思われる。両名は亀喜丸の船頭であったと思われる。もうひとつの灯籠には、正面に「奉寄進 船頭濱崎弥七」、右面には「御船松保丸」と銘記されている。奉納した時期は不明であるが、亀喜丸と同様に、松保丸の「海上安全」を祈願するため、船頭の濱崎弥七が奉納したものであろう。

このように現存する灯籠の銘文から大和船の船頭によって灯籠が奉納されていたことが知られる。灯籠を奉納するほかにも普天間宮には多くの大和船の船頭が参詣していたのであろう。琉球の航海守護神である普天間権現や弁之嶽は琉球の人々のみならず、薩摩藩の派遣役人や大和船の船頭からも航海守護神として厚く信仰されていたのである。

（4）普天間宮を訪れたフランス人宣教師

1840年代から1850年代にかけて護国寺や聖現寺などに滞在した異国人のなかには、

滞在している那覇や天久村を離れ出かける者がいた。途中で宜野湾間切を通過したり、宜野湾間切番所で休憩するようなこともあった。そのなかに咸豊7年（1857年）正月に神宮寺と普天間宮を訪れたフランス人の宣教師がいた。

「仏人逗留ニ付那覇二而之日記（咸豊七年）」（『琉球王国評定所文書』第14巻）には正月5日付けで仲田里之子親雲上と安村親方が喜舎場親雲上に宛てた文書が収録されている（3号文書）。そこには「昨日」（＝4日）の宣教師3名の行動が記されている。3名とはジラルール・フュレ・ムクニーである。

3名は「住家」（＝松尾山に位置）を出発し、新缸と安里缸を渡り、泊村後方の原道から真和志間切安謝村・浦添間切沢岬村・安波茶村に向かった。浦添間切番所前を通ると龍福寺の境内に入って休憩している。浦添グスクの南側から西原村を通過して宜野湾間切嘉数村前に出ると、そこからは「本道」（＝「東海道」）を通過して普天間に向かっている。神宮寺の境内に入るとしばらく休息し、出された茶と多葉粉（タバコ）を呑んでいる。神宮寺から普天間宮に移動すると「洞口」（＝洞穴）まで近づいて見学するなどしている。

このときの目的地は普天間宮と神宮寺であったようで、ここから「本道」を通過して引き返し、浦添間切の仲間村からは往路と同じルートを通り、途中から天久村に出て、泊缸と瀧原を通過して帰着している。なお、「附」によれば、神宮寺の庭では桜が満開であり、住持の許可を得て桜を2枝ばかりもらったり、柘榴の小木一本を所望して持ち帰るなどしている。これらの詳細な情報は宣教師を尾行した「追行人」の調査活動によるものであり、在番奉行にも報告されている。

1840年代以降の宜野湾間切では、我如古村で硫黄が精製されたり、宜野湾馬場で「初馬揃え」が開催されるなどこれまでになかった変化が見られた。それは那覇などに滞在する外国人の目を避けるため、彼らの目に触れない場所に変更したものであった。しかしながら、このように外国人が宜野湾間切にやってくることもあったのである。フランスの宣教師3名が神宮寺と普天間宮に立ち寄った1857年は、「初馬揃え」がはじめて宜野湾馬場で開催されたことを確認できる年でもある。

注

（1）1988年から2002年のあいだに『琉球王国評定所文書』全18巻と補遺別巻、2003年には『琉球王国評定所文書 総索引』が刊行されている。

（2）17世紀後半における間切新設の背景については、『宜野湾市史』第1巻の第3章第1節「近世への転換」のなかで詳細に論じられている。

（3）間切と村の関係については、『宜野湾市史』第1巻の第3章第2節「宜野湾間切の設立と行政機構」のなかで論じられている。

（4）『宜野湾市史』第5巻資料編（1985年）の第4章第1節「交通」1「陸上交通」、同書第9巻資料編8

自然・追録編〈自然とヒト〉(2003年)の「宜野湾並松 宜野湾並松の変遷と利用」参照。

(5)『宜野湾市史』第5巻の第9章第2節「競技・娯楽」3「動物を闘わせたり鑑賞する競技・娯楽」のなかの「ウマスブ(競馬)」参照。

(6)『沖縄県史ビジュアル版10 空から見た昔の沖縄 沖縄県中部・南部域の空中写真』(2002年)参照。

(7)『宜野湾市史』第5巻の第4章第1節「交通」に収録された「図4-7 大山の道」参照。『宜野湾市史』第9巻資料編8 自然・解説編〈ぎのわん自然ガイド〉(2003年)の「自然・散歩コース」の大山タイム畑の項に1956年に撮影された付近の写真が掲載されている。

(8)安里進「帰ってきた絵地図情報を読み解く(下)」(沖縄タイムス2001年6月14日付け朝刊文化面)。

(9)17世紀前半から19世紀後半の史料に見える琉球の人口については、『沖縄市史』第7巻資料編6・下〈近代統計書にみる歴史〉(1997年)1の第2章第1節「近世期の人口」で論じられている。

(10)里井洋一「近世琉球におけるウコン専売制の起源と展開―夫役がささえるウコン経営―」(『琉球王国評定所文書』第18巻、2001年)。

(11)この人数は『沖縄県史』第10巻資料編4に収録された「琉球藩雑記」1の「琉球藩戸籍総計」と一致する。男性844人のうち60才以上は計132人、女性852人のうち80才以上は5人(40才以上は計341人)である。前掲した「沖縄県統計概表」の人口とは大きな開きがあり、1696人のなかに寄留士族は含まれていないものと思われる。

(12)杣山が確定されるまでの経緯や人々の山での生活については、『名護市史・本編9 民俗Ⅱ―自然の文化誌』(2001年)の「山」で論じられている。

(13)宜野湾間切の百姓地のなかでも地割りされた耕地の状況については、『宜野湾市史』第1巻の第3章第3節「宜野湾間切の社会生活」2「農業と住民生活」で論じられている。

(14)前掲注(10)の里井論考。

(15)宜野湾間切の地方役人(=お系か人)については、『宜野湾市史』第1巻の第3章第2節「宜野湾間切の設立と行政機構」1「間切の行政機構と役人たち」参照。

(16)呉屋義勝「宜野湾市の埋蔵文化財」に添付された資料10「古老の伝承にみる村の歩み：旧大山村の事例」(『第24回南島文化市民講座 宜野湾市域の基層文化と自然環境』2002年)。

(17)宜野湾間切の両惣地頭と脇地頭については、『宜野湾市史』第1巻の第3章第2節「宜野湾間切の設立と行政機構」2「間切と地頭」、同書第4巻の第3章2「宜野湾間切の地頭」で詳しく論じられている。

(18)沖縄県宜野湾市教育委員会文化課編『口承民俗文化財記録保存調査報告書「ぎのわんの西海岸」―土地利用・地名・海(イノー)・自然―』(沖縄県宜野湾市教育委員会文化課、1996年)参照。

(19)フランスの宣教師は琉仏条約を締結した翌年の咸豊6年(1856年)に松尾(久米村・若狭町村)に住居を新築し聖現寺から移転している。1858年の時点で「逗留」していたのは、ジラル、フェレ、ムクニーの3名であった。島尻克美「仏人逗留ニ付那覇二而之日記(咸豊七年)解題」(『琉球王国評定所文書』第14巻)参照。同書の巻頭グラビアには松尾に新築したフランス人の住居周辺の絵図である「仏朗西人住家敷場之図」(東京大学史料編纂所蔵島津家文書のなかの「琉球一条」に収録)などが掲載されている。

(20)豊見山和行「近世琉球民衆の『抵抗』の諸相」(『民衆運動史1 一揆と周縁』青木書店、2000年)。

(21)『宜野湾市史』第1巻の第3章第4節「近世末期の宜野湾」2「検者・下知役の地域振興」では、検者と下知役の役割について述べている。

(22)大川原の位置については、『宜野湾市史』第5巻の第1章第1節「各部落概況」に収録された「図1-1 宜野湾市大字・小字区分図」参照。

(23)検者が次書きをしているのは宜野湾間切、中城間切、真和志間切、具志頭間切、南風原間切、東風平間切、兼城間切、佐敷間切、浦添間切、小禄間切の10間切である。一方、下知役が次書きをしているの

は高嶺間切、真壁間切、知念間切、美里間切、玉城間切、摩文仁間切、与那城間切、読谷山間切、北谷間切、具志川間切、西原間切、大里間切、越來間切、豊見城間切、喜屋武間切、勝連間切の16間切である。

(24) 『球陽』巻20尚洽王26年(1829年)条(読み下し編1673)によれば両惣地頭の首里王府への申請によって宜野湾間切に下知役が置かれたことがわかる。また、同書巻21尚育王10年(1844年)条(読み下し編1842)では、やはり両惣地頭が宜野湾間切の下知役を廃止することを王府へ申請し許可されている。「詰越」に限らず、検者が任命される場合も両惣地頭が王府へ申請していたものと思われる。

(25) 宜野湾の地域社会における借金の状況については、『宜野湾市史』第1巻の第3章第4節「近世末期の宜野湾」3「借金証文と宜野湾」で詳しく論じられている。

(26) 琉球国王から中国皇帝へ宛てられた表文や奏文、北京の礼部や福建の福建等处宣布政使司(福建布政司)に宛てられた咨文などがある。これらの写しは琉球国の外交文書の前例集である『歴代宝案』に収録されていた。現在、沖縄県教育委員会によって『歴代宝案』校訂本・訳注本の刊行が進められている。

(27) 朝貢品は進貢使が搭乗する進貢頭号船(大唐船)と進貢二号船(小唐船)の2隻に分載されて福州に搬送された。清代の場合、硫黄は北京まで搬送されずに「藩庫」(=福建布政司の管轄する倉庫)に保管され消費されていた。『歴代宝案』訳注本第1冊1-09-10号文書(康熙6年<1667年>付け)によれば、福建布政司の倉庫から都司(=福建都指揮使司)の倉庫に移送されている。

(28) 『歴代宝案』訳注本第1冊1-20-06号文書。

(29) 単独で派遣された進貢使は91件、謝恩使や慶賀使などの特使と兼任した進貢使が8件である。

(30) 『歴代宝案』訳注本第1冊1-42-05号文書など。

(31) 火山島である鳥島は農耕に適さず民衆の食糧の生産もおぼつかなかった。首里王府は硫黄の供給地を維持するため毎年食糧を支給していた。豊見山和行「琉球王国時代における硫黄鳥島史の諸相」(『沖縄県史』資料編13、硫黄鳥島、2002年)参照。

(32) 前掲注(31)の豊見山論考。

(33) 「沖縄県統計書」(『沖縄県史』第20巻資料編10)によれば、明治16年(1883年)段階では、鳥島の人口は554人(男286人・女268人)、戸数75戸である。10年のあいだに300人以上の人口増加があるが、「琉球藩雜記」には寄留士族はカウントされていないものと考えられる。

(34) 小野まさ子・深澤秋人「岸秋正文庫『稽古案文集』(一)一解説および翻刻」(『史料編集室紀要』第25号、2000年)所収18号文書。

(35) 小野まさ子・上江洲安亨・深澤秋人「渡地村関係史料(二)」(『史料編集室紀要』第24号、1999年)所収「渡地村参文書扣二」3号文書、「渡地村参文書扣一」5号文書。

(36) 渡名喜明「資料紹介 田里筑登之親雲上渡唐準備日記(一)」(『沖縄県教育委員会文化課 紀要』第1号、1984年)、同氏「資料紹介 田里筑登之親雲上渡唐準備日記(二)」(『沖縄県教育委員会文化課 紀要』第2号、1985年)。

(37) 「廻文(咸豊五～六年)」(『琉球王国評定所文書』第17巻)40号文書によれば、那覇から福州へ搬送された硫黄樽は、福州での搬入作業で樽板が破損したり、「持緒」が切れるなどの不具合があったようである。ここでは硫黄を収納した容器が桶ではなく樽と見える。後述するようにこの時期の硫黄も我如古村で精製されている。

(38) 3月25日という日付は前掲注(34)18号文書の内容と合致する。

(39) たとえば、康熙40年(1701年)には中国人漂着民を送還する護送船が牧港から出発している。「日記総目録(道光二十九～三十年)」(『琉球王国評定所文書』第5巻)によると、道光29年(1849年)7月に「与論島船」が浦添間切牧港浦に「汐懸」したことが知られる。「元治元年支那冊封使來琉諸記」下巻(鹿児島県立図書館蔵)に収録された寅(1866年)正月7日付けの文書によれば、前回の冊封(1838年)の折に琉

球側が在番奉行と協議し、通常中頭と島尻で生産され薩摩藩へ上納される米は那覇へ搬送されるが、この時から陸路で牧港へ搬送し、牧港湊から馬艦船で今帰仁間切の運天港や羽地間切の勘手納港へ搬送し、そこで「御国船」（＝大和船）に積み込むようになったとある。ヒトやモノの出入りが活発な湊であった。

(40)「宿」は我如古村の村屋などに設置されたのではなく造営されたようである。あるいは硫黄を精製する場の近くに造営されたのかもしれない。

(41) 媽祖は天妃や天后とも称される。進貢船に安置された媽祖像については、小野まさ子「評定所文書覚書（1）一進貢船と媽祖像」（『浦添市立図書館紀要』第1号、1989年）。

(42) 豊見山和行「航海守護神と海域－媽祖・観音・聞得大君」（『海のアジア 5 越境するネットワーク』岩波書店、2001年）。

(43) 真栄平房昭「近世琉球における航海と信仰－『旅』の儀礼を中心に－」（『沖縄文化』第28巻1号、1993年）。

(44) 宜野湾市立博物館には琉球国王が普天間宮を参詣する際の行列の様子が模型に復元され展示されている。普天間宮や普天間宮への参詣については、『宜野湾市史』第5巻の第5章第3節「神仏の習俗」1「普天間宮」、同第1巻の第3章第3節「宜野湾間切の社会生活」3「普天間参詣」で論じられている。

(45) 前掲注(43)の真栄平論考。

(46) 『沖縄県文化財調査報告書第六十九集 金石文－歴史資料調査報告V－』（沖縄県教育委員会、1985年）参照。

(47) 真栄平房昭「近世の航海信仰と種子島船」（『がじゅまる通信』33号、2003年）。